

(証券コード 3277)

2022年3月29日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社サンセイランディック
代表取締役社長 松 崎 隆 司

第46回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第46回定時株主総会において下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき26円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
定款変更の内容は、次頁のとおりであります。
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に山岸崇裕氏が選任されました。
- 第4号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

定款変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸 2. 不動産の所有、管理及び利用 3. ホテル・旅館等の宿泊施設、食堂、レストランの経営及び施設の賃貸 4. 不動産特定共同事業法にもとづく事業 5. 特定目的会社、特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理 6. 損害保険の代理業及び生命保険の募集業 7. 土木建築工事の設計、監理及び施工 (新設) <li style="padding-left: 2em;">(新設) <li style="padding-left: 2em;">(新設) <li style="padding-left: 2em;">(新設) <p>8. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>9. 前各号の事業を遂行するため、出資、保証又は会社若しくは団体の発起人となること</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. ホテル・旅館等の宿泊施設、食堂、レストランの経営及び施設の賃貸借 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. <u>食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売</u> 9. <u>農産物、海産物及び土産品の販売</u> 10. <u>スポーツ、旅行、音楽、演劇、写真、美術等レジャー用品の販売及び興行</u> 11. <u>地域活性化に関わる企画・コンサルティング事業</u> 12. 前各号に付帯関連する一切の事業 13. 前各号の事業を遂行するため、出資、保証又は会社若しくは団体の発起人となること

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="173 173 740 238">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="163 254 745 562">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="415 612 491 642">(新設)</p>	<p data-bbox="1013 173 1096 204">(削除)</p> <p data-bbox="778 612 1005 642">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="759 653 1353 804">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="824 854 1357 1043">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p data-bbox="783 170 863 201">(附則)</p> <ol data-bbox="762 213 1354 840" style="list-style-type: none"><li data-bbox="762 213 1354 523">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u><li data-bbox="762 530 1354 681">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u><li data-bbox="762 689 1354 840">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u>